

開発行為等に関するセルフチェック票					
1 提出年月日		7 建築 の 区 分	ア 新 築 イ 用途の変更を伴う改築 ウ 用途の変更を伴わない改築 エ 増 築		
2 建築確認申請者 住所及び氏名					
3 敷地となる土地を含む区域 の都市計画の区域区分	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ 非線引区域 エ 都市計画区域外				
4 敷地となる土地の面積	㎡	8 建築 (新築・改築・増築) 床面積		㎡	
5 建築を行うために開発行為 を伴うことの有無	ア 伴う イ 伴わない	9 用途の変更を伴う改築床面積		㎡	
6 開発行為を伴う場合の開発区域の面積	㎡	10 建築物の用途			
11 敷地となる土地の表示	所 在	地 番	地 目	面積	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
12 都市計画法 (以下「法」という。) 第 29 条又は第 43 条に関する事項	(1) 市街化区域・市街化調整区域・非線引区域共通	ア 法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益施設の建築	(2) 市街化区域・非線引区域共通	ア 法第 29 条第 1 項第 4 号に規定する市街地開発事業区域内における建築	(ア) 土地区画整理事業区域内
		イ 法第 29 条第 1 項第 4 号に規定する都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築		イ 既存 (従前) 建築物の敷地における建築	(イ) 工業団地造成事業区域内
		ウ 法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築		ウ 規制規模 (政令第 19 条) 未滿の造成地 (道路位置指定等) における建築	(ウ) 新住宅市街地開発事業区域内
		エ 法第 29 条第 1 項第 9 号に規定する公有水面埋立事業竣功認可前の土地における建築			(エ) 市街地再開発事業区域内
		オ 法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する非常災害のために必要な応急措置としての建築			
		カ 法第 29 条第 1 項第 11 号 (都市計画法施行令 (以下「政令」という。) 第 22 条 2 号) に規定する車庫・物置等附属建築物の建築	(3) 市街化調整区域	キ 開発許可を受けた造成地における建築	ア 法第 43 条の許可を受けた建築物の建築 (政令第 36 条第 3 号イ・ロ・ハ・ニ・ホ) ※○で囲むこと
	ク 法第 43 条第 1 項第 4 号 (政令第 34 条第 2 号) に規定する住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築	イ 開発行為を伴わない増築			
		ウ 用途の変更を伴わない改築			
	(4) 都市計画区域外	ア 農林漁業用住宅又は政令第 20 条第 1 号から第 5 号までの農林漁業用建築物	エ 政令第 20 条第 1 号から第 4 号までの農林漁業用建築物		
		イ (1) 欄中 (ア・イ・エ・オ・カ) に該当する建築			
	(5) 市街化調整区域内	ア 農林漁業用住宅又は政令第 20 条第 5 号の 90 ㎡以内の農林漁業用建築物			
		イ 物品の販売等を行う 50 ㎡以内の店舗、事業所等で業務用の面積が 1/2 以下 (開発行為を行う場合は、敷地 100 ㎡以内) のものの建築 (政令第 22 条第 6 号、第 35 条第 3 号)			
	(6) 市街化区域内又は非線引区域内で (1) 及び (2) 以外で、規制規模 (政令第 19 条) 以上の開発行為を伴う建築物の建築				
	(7) 市街化調整区域内で (1) から (3) 及び (5) までに掲げる土地の区域以外の土地における建築又は (1) から (3) までに掲げる建築物以外の建築				
	(8) 都市計画区域外で規制規模 (政令第 22 条の 2 (1ha)) 以上の開発行為を伴う建築物の建築 ((4) に該当する場合を除く。)				
摘要					
セルフチェック 結果	上記事項につき確認したところ、 ※事前に開発許可担当部署と協議を行った場合は、以下を記入				
	1 都市計画法第 3 章第 1 節の規定に適合する【12(1)(2)(3)(4)】 2 別途、知事 (市長) の発行する証明書を添付する必要がある (交付済・申請中・未申請)【12(5)】 3 都市計画法に基づく許可 (第 1 条) を受ける必要がある (許可済・申請中・未申請)【12(6)(7)(8)】				
	協議先部署	協議年月日	令和 年 月 日		
担当者	連絡先電話番号				
このセルフチェック票に記載の事項は、事実と相違ありません。 作成者記名欄: _____					

備 考

- このセルフチェック票は、「都市計画法の規定に適合していることを証する書面」として扱います。
- このセルフチェック票の提出にあたっては、開発許可担当部署に確認の上、作成者自身で所要の事項を記載し、建築確認申請書に添えて提出してください。
- 3・5・7 および 12 の欄は、該当するものの記号を丸で囲んでください。
- 12 の (5) 欄に該当するものは、別途知事 (市長) の証明書を受けてから建築確認を受ける必要があります。
- 12 の (6) (7) (8) 欄に該当するものは、別途許可を受けてから建築確認を受ける必要があります。
- 12 の摘要欄には、許可・認可・検査等、関係する手続きについて、番号・年月日等 (開発許可にあつては、予定建築物、その他の条件等を含む。) 必要な事項を記載してください。
- 法第 41 条に規定する建築制限、法第 42 条に規定する開発許可を受けた土地における建築等の制限に関しては、別途検討が必要です。
- 担当部署に確認の上、必要書類を添付してください。